令和7年 6 月 19日

千葉日本大学第一小学校　いじめ防止基本方針

策定日　平成 26 年 4 月 17 日

1. 千葉日本大学第一小学校 「いじめ防止基本方針」

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

本校校訓である「真　まっすぐに」「健　すこやかに」「和　なごやかに」の実現のためには、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。その為のいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼすゆるされない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導しなければならない。

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(第 2 条)

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

[児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査]より

「当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」をいう。

3. 組織

・いじめ防止対策委員会(児童指導部会・学年主任会)の設置

いじめ防止基本方針の目的を達成するために「いじめ防止対策委員会」を設置する。本会は、児童指導部の中に置き、校長・教頭・学年主任・養護教諭・必要に応じて専門家で構成する。

いじめの疑いがある、あるいは認められた場合は、関係児童の担任。また、必要に応じて父母の会会長・副会長の参加を要請する。

・いじめ防止対策委員の役割

学級・学年・縦割り班等　児童が関わる生活の中から問題を把握し、迅速に対応を行う。

「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関わる。

・年間計画（いじめ防止、早期発見に向けての主な取り組み）

4 月	児童指導部会申し送りの確認、児童の実態把握、学習関係での取組の確認
5月	児童の実態把握
6月	児童の実態把握、いじめ防止対策推進月間「チバニチ Smile いじめ Zero」
7月	児童の実態把握、生活アンケートの実施～集計、保護者面談、学期の反省
8 月	児童理解の研修
9 月	児童の実態把握、
10 月	児童の実態把握
11 月	児童の実態把握
12 月	児童の実態把握、保護者面談、学期の反省
1 月	児童の実態把握、学校評価（①児童から②保護者から③教職員として）
2 月	児童の実態把握
3 月	児童の実態把握、生活アンケートの見直し、年度の反省

4. いじめ防止及び早期発見のための取組（いじめ防止への取り組み）

①教科等の学習の中でも豊かな心を育成するために授業改善に努める。

②体験活動や学校生活全体を通して思いやりの心、自己有用感を育てる。

③人権月間の取組や人権に関する話を聞く活動、道徳の学習を通して自分を振り返る力を育てる。

④児童会活動を通して、児童が主体的に「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識を高める取組を行えるよう支援する。

⑤教職員の児童理解に関する研修や話し合いを行い、教職員の意識、知識、指導力を高める。

5. いじめの早期発見

①生活アンケートの実施

・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われやすい。アンケートを通して、実態調査を図り、児童間の調査をし情報収集を行う。

②保護者面談の実施

・家庭での様子やいじめについての相談がないかを話題にし、情報収集を行う。

③担任の児童理解

・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりしないようにする。早期発見に努める。

6. いじめに対する措置

日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめを認知・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員（児童指導部）を中核として、速やかに対応する。被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を適切かつ継続的に行う。